



# 鳥取県公報

平成 23 年 5 月 17 日 (火)  
第 8 2 9 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (297) (福利厚生課) . . . . . 2 介護補償として支給する金額の一部改正 (298) (〃) . . . . . 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (299) (障がい福祉課) . . . . . 4 都市計画の変更 (300) (景観まちづくり課) . . . . . 4 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (301) (水産課) . . . . . 5 土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (302) (東部総合事務所農林局) . . . . . 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (303) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6 指定介護予防サービス事業者の廃止 (304) (〃) . . . . . 6 県営土地改良事業の工事の完了 (305) (中部総合事務所農林局) . . . . . 6 指定居宅サービス事業者の指定 (306) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (307) (〃) . . . . . 7
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (8) (教育総務課) . . . . . 7
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の名称の変更 (人権・同和対策課) . . . . . 7 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) . . . . . 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (病院局総務課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第297号

平成5年鳥取県告示第400号（年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	4,317円	12,750円	20歳未満	4,575円	13,255円
20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円	20歳以上25歳未満	5,115円	13,255円
25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円	25歳以上30歳未満	5,777円	13,837円
30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円	30歳以上35歳未満	6,349円	16,712円
35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円	35歳以上40歳未満	6,844円	19,454円
40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円	40歳以上45歳未満	7,088円	22,362円
45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円	45歳以上50歳未満	7,016円	23,916円
50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円	50歳以上55歳未満	6,612円	24,900円
55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円	55歳以上60歳未満	5,906円	23,499円
60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円	60歳以上65歳未満	4,634円	20,364円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円	65歳以上70歳未満	4,030円	14,419円
70歳以上	3,940円	12,750円	70歳以上	4,030円	13,255円

### 附 則

- 1 この告示は、平成23年5月17日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成23年5月17日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## 鳥取県告示第298号

平成8年鳥取県告示第423号（介護補償として支給する金額について）の一部を次のように改正する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>104,530円</u> を超えるときは、 <u>104,530円</u> )	常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>104,730円</u> を超えるときは、 <u>104,730円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,720円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>56,720円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が <u>56,790円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>56,790円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,270円</u> を超えるときは、 <u>52,270円</u> )	随時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次項に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額 (その額が <u>52,370円</u> を超えるときは、 <u>52,370円</u> )
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に)	月額 <u>28,360円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に)	月額 <u>28,400円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用

介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,360円</u> 以下であるときに限る。)	介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>28,400円</u> 以下であるときに限る。)
---	---

附 則

- 1 この告示は、平成23年5月17日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成23年5月17日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

**鳥取県告示第299号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社フジタ薬局 代表取締役 藤田 幸一	日野郡江府町大字江尾1835	藤幸堂薬局	米子市安倍200-1	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成23年5月1日
〃	〃	江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	〃	〃

**鳥取県告示第300号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路1・5・1号関金和田線

倉吉都市計画道路3・4・6号関金中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 倉吉都市計画道路1・5・1号関金和田線

追加する部分

倉吉市関金町大鳥居、関金町安歩、耳、鴨河内、福山、石塚、上古川、小鴨、中河原、北野及び黒見

変更する部分

倉吉市福光

(2) 倉吉都市計画道路3・4・6号関金中央線

変更する部分

倉吉市関金町大鳥居

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

**鳥取県告示第301号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取浦富加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

**鳥取県告示第302号**

岩美町が行う土地改良事業（町営土地改良事業坂上地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成23年5月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成23年5月17日から同年6月6日まで

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

**鳥取県告示第303号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社さかのケアサービス	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	平成23年4月22日	通所介護

**鳥取県告示第304号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社さかのケアサービス	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203-7	平成23年4月22日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第305号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成23年5月17日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

土地改良事業の名称	工事完了年月日
ため池等整備事業桜池地区ため池等整備	平成23年3月29日

**鳥取県告示第306号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月17日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルフィス	エルルのホームヘルパー	米子市両三柳193-3	平成23年5月16日	訪問介護

**鳥取県告示第307号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年5月17日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エルフィス	エルルのホームヘルパー	米子市両三柳193-3	平成23年5月16日	介護予防訪問介護

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第8号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年5月17日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成23年5月19日（木）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成24年度鳥取県立高等学校入学者選抜日程について
  - (2) その他

**公 告**

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から名称を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	変更の内容			変更年月日
	変更事項	変更前	変更後	
鳥取県立人権ひろば21	指定管理者の名称の変更	社団法人鳥取県人権文化センター	公益社団法人鳥取県人権文化センター	平成23年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年5月17日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立中央病院タオル等洗濯業務 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年3月8日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 水野商事株式会社  
鳥取市吉方町二丁目451
- 5 契約金額  
(1) 洗濯加工業務

品名	単位	契約単価	品名	単位	契約単価
1 洗面タオル（桃色）	枚	10円	38 上着（ドック・中放・4西チャック）	枚	99円
2 清拭タオル（白色）	枚	10円	39 ズボン（ドック・中放・4西チャック）	枚	99円
3 職員用タオル（緑色）	枚	10円	40 靴下（1組→2枚）	枚	10円
4 バスタオル	枚	83円	41 敷布（中放）	枚	99円
5 診察衣	枚	138円	42 バスマット	枚	80円
6 診察ズボン	枚	138円	43 毛布	枚	450円
7 作業衣	枚	138円	44 タオルケット	枚	380円
8 作業ズボン	枚	138円			
9 スカート	枚	138円			



10	つなぎ	枚	200円	45	まくら	個	100円
11	前掛け	枚	99円	46	ニーブレイス	枚	100円
12	ベッドカバー (ひだ付)	枚	198円	47	弾力包帯	本	85円
13	ベッドカバー (シーツ)	枚	198円	48	抑制帯	本	40円
14	ベッドカバー (大)	枚	198円	49	ひも類	本	20円
15	枕カバー (ひだ付)	枚	20円	50	腹帯	枚	40円
16	枕カバー・砂のうカバー他	枚	20円	51	T字帯	枚	40円
17	回診車カバー	枚	99円	52	三角布	枚	40円
18	包布	枚	99円	53	キャップ	枚	30円
19	手術室下着 (上)	枚	99円	54	小物類 (手袋<1組→2枚>)	枚	30円
20	手術室下着 (下)	枚	99円	55	コットン・湯タンポカバー	枚	79円
21	手術用シーツ小 (40cm以下)	枚	60円	56	ベビー上着	枚	30円
22	手術用シーツ中 (60cm以下)	枚	79円	57	ベビー下着	枚	30円
23	手術用シーツ大 (60cm以上)	枚	89円	58	ベビー用シーツ	枚	69円
24	中材小シーツ (90cm以下)	枚	60円	59	ベビー用バスタオル	枚	89円
25	中材中シーツ (120cm以下)	枚	70円	60	ベビー用ガーゼ	枚	20円
26	中材大シーツ (120cm以上)	枚	80円	61	6未ガウン	枚	99円
27	手拭き	枚	10円	62	ベビー用毛布	枚	200円
28	カーテン	m <sup>2</sup>	100円	63	マット・毛布乾燥	枚	79円
29	カーテン (厚手)	m <sup>2</sup>	200円	64	オネショパッド	枚	95円
30	カーテン (防炎加工)	m <sup>2</sup>	600円	65	椅子カバー (大)	枚	680円
31	ドックガウン	枚	350円	66	椅子カバー (中)	枚	480円
32	ドックガウン用ひも	本	20円	67	ボランティア用エプロン	枚	120円
33	スリッパ	足	80円	68	シューズ	足	190円
34	タオル (黄色) ・ (沐浴)	枚	10円	69	クッション (小)	個	100円
35	バスタオル (大判)	枚	99円	70	クッション (中)	個	240円
36	ガウン	枚	99円	71	クッション (大)	個	380円
37	術衣 (1組→2枚)	枚	99円	72	抜管防止手袋 (1組→2枚)	枚	50円

## (2) 運搬整理業務

契約単価	人数
189,000 円/月・人	2人

- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課  
及び所在地 鳥取市江津730